

スウィングサービス規定

1. (振替の種類)

スウィングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、貯蓄貯金規定にかかわらず、次による貯金口座間の自動振替を行います。

(1) 順スウィング

契約内容に応じて、金利の高い貯金への振替サービスを行います。

- ① 普通貯金口座から自動支払により貯蓄貯金口座へ自動振替するサービス
- ② 普通貯金口座から自動支払により定期貯金口座へ自動振替するサービス

(2) 逆スウィング

自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するための振替サービスを行います。

- ① 貯蓄貯金口座から自動支払により普通貯金口座へ自動振替するサービス

2. (振替の区分)

本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

(1) 定額型

① 順スウィング

お客様の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

② 逆スウィング

お客様の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。

(2) 残高型

① 順スウィング

お客様の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

② 逆スウィング

お客様の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第1項および第2項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないもの）とします。また未決済の受入証券類の金額

等は除きます。)が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。

3. (振替金額の取扱い)

振替金額は次のとおりとします。

- (1) 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。
- (2) 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。
- (3) 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の振替金額は10万円以上の10万円単位で指定できます。
- (4) 普通貯金または貯蓄貯金間と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上の10万円単位で指定できます。

4. (振替日の取扱い)

指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

5. (払戻請求書等の取扱い)

本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座(支払口座)規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

6. (口座振替済通知の取扱い)

本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

7. (変更・解約)

- (1) 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当組合は責任を負いません。
- (2) 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項に関しては、スウィング元口座(支払口座)およびスウィング先口座(入金口座)にかかる貯金規定により取扱います。

以 上